ビス対応を行う体制を構築すること。加えて、予約・決済等の取組も併せて行うことが期待される。なお、認定観光圏案内所においては、観光圏の区域内の他の観光案内の実施主体との相互連携を図りつつ、観光圏の区域内の幅広い情報提供が可能となる体制整備が必要である。

また、観光旅客が観光圏に来訪、滞在する際にインターネットにより情報を入手するに当たり不自由を感じることがないよう、無料Ｗｉ－Ｆｉの整備を推進することも重要である。

これらの他、高齢者、障害者、外国人等誰もが観光を楽しめることも重要であり、例えば、外国人観光旅客に対する案内標識については、平成二十六年三月に国土交通省が作成した観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン等を踏まえ、地域の実情に応じて日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な国内外からの観光旅客が安心して一人歩きできる環境を整える観点から、外国語表示を含む標識の整備の充実を図ること。その際、標識が地域ならではの空間の形成を阻害することのないよう景観等に配慮すること。さらに、観光圏の区域内の観光案内所をはじめとして、外国人観光旅客に対して多言語で的確な案内、提案等を行うことが可能となる体制整備が必要である。加えて、携帯型端末等を活用した、多言語や視覚情報による移動支援等ＩＣＴを活用した歩行者移動支援サービスの普及を図ることも期待される。

を行う体制を構築すること。加えて、予約・決済等の取組も併せて行うことが期待される。なお、認定観光圏案内所においては、観光圏内の他の観光案内の実施主体との相互連携を図りつつ、圏域内の幅広い情報提供が可能となる体制整備が必要である。

これらの他、高齢者、障害者、外国人等誰もが観光を楽しめることも重要であり、例えば、案内標識については、平成十七年六月に国土交通省が作成した観光活性化標識ガイドライン等を踏まえ、地域の実情に応じ、様々な観光旅客の快適な滞在を支える観点から、外国語表示を含む標識の整備の充実を図ること。その際、標識が地域ならではの空間の形成を阻害することのないよう景観等に配慮すること。

また、観光圏の区域内の滞在プログラム、滞在コンテンツ、宿泊、飲食、移動等に係るサービス提供については、地域において、その安全性及び観光旅客からの評価を踏まえた一定の品質を確保する仕組みを構築することが期待される。

観光圏の宣伝を行う場合は、四１⑵及び⑶①から③までに定める事項を踏まえた上で、観光旅客の二泊三日以上の滞在を促進することを十分に勘案し、宣伝の内容、手段、タイミング及びチャンネルについての戦略的な検討を行い、他地域との差別化を図るとともに、観光旅客が旅行の前段階において目的地を選択する時点から、観光圏が魅力的な滞在先として訴求するよう効果的に実施すること。

また、外国に向けた宣伝を行う場合には、国及び独立行政法人国際観光振興機構が行う観光宣伝に関する方針や、広域的な観光地域づくりに関する基本的な方針を踏まえた内容とすることが期待される。さらに、欧米豪市場や富裕層を中心にグローバルに新しい需要を掘り起こすことも重要である。加えて、外国人目線でウェブサイトを更に充実させること等により、個人旅行者にもきめ細やかに情報を提供する取組を行うことも期待される。

⑤　その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

観光旅客がストレスなく快適に旅行できる環境を整備するためには、四１⑶④に掲げる事項に係る取組を行うほか、観光圏の区域内における滞在コンテンツ、宿泊、飲食、移動等に係るサービス提供にあたり、キャッシュレス環境の構築を積極的に図ることが期待される。

（新設）

また、観光圏内の滞在プログラム、滞在コンテンツ、宿泊、飲食、移動等に係るサービス提供については、地域において、その安全性及び観光旅客からの評価を踏まえた一定の品質を確保する仕組みを構築することが期待される。

なお、観光圏の宣伝を行う場合は、四１⑴及び⑵①から③までに定める事項を踏まえた上で、観光旅客の二泊三日以上の滞在を促進することを十分に勘案し、宣伝の内容、手段、タイミング及びチャンネルについての戦略的な検討を行い、他地域との差別化が図られるよう効果的に実施すること。